

平成25年度 自然環境保全課 組織目標 年度末評価

目標項目	目標		事業の進捗状況	評価（成果と課題）	達成度	26年度の展開・対応
	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	25年度目標値				
生物多様性の保全・再生の仕組みの構築	○生物多様性を基本とした施策推進のための仕組みづくり	○「生物多様性地域戦略」における戦略目標の設定 ○住民参加による戦略策定および生物多様性の主流化のためワーキンググループを開催対象6主体 ○生物多様性に関する取り組みへの参画 ・「国連生物多様性10年日本委員会生物多様性地域セミナー」の開催 ・「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に立ち上げ発起人として参画 ・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」に参画	○「生物多様性地域戦略」の理念・目標・基本方針の骨子案作成 ○11分野のワーキンググループを計25回開催（対象：NPO等活動団体、企業、生業者、教育関係者、学識者、行政、伝統工芸品製作の担い手等、6主体以上） ○生物多様性に関する取り組みへの参画 ・「国連生物多様性10年日本委員会生物多様性地域セミナー」開催を要望したが不採択 ・「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」の発起人として参画。開設されたHPや実務者会合等で滋賀県の取り組みを紹介。 ・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」参画のため申請書作成・事務局と調整（H26年5月の総会で承認見込み）	○11分野のワーキンググループによる課題整理、3回の専門家会議による理念・目標・基本方針の検討により、骨子案を策定できた。 ○ワーキンググループに多様な主体が参加することで、生物多様性への理解促進（主流化）が図れた。 ○生物多様性に関する国外および国際的なネットワーク組織に参画し、国内外の情報をもとに本県の施策に活用していく体制づくりができた。 ○「国連生物多様性10年日本委員会生物多様性地域セミナー」が開催できなかった。次年度以降、同様のセミナー等を誘致し、本県の取組を発信していく必要がある。	○	○県民参加によるタウンミーティングの開催、専門家会議の開催等により意見集約。原案をパブリックコメントし、H26年度末の戦略策定を目指す。 ○SATOYAMAイニシアティブ等の国内外の連携ネットワークを活用し、さまざまな主体による取組の情報を収集するとともに、本県の取り組みを発信していく。 ○生物多様性自治体ネットワークの副会長に立候補（翌年、自動的に会長）し、H27年度の生物多様性全国ミーティングの本県開催を目指す。
	○多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みづくり	○ボランティア、地域団体等の参加による取り組み 実施回数 15回 ○企業との連携による取り組み ・滋賀経済同友会との共催により「生物多様性表彰制度」を実施 ・生物多様性保全に関する活動のネットワーク化	○ボランティア、地域団体等の参加による取り組み 実施回数 17回 ・外来生物駆除（オハナミズキ等）9回 ・伊吹山再生協議会 2回 ・ネイチャーサポート滋賀（県管理公園施設修繕）6回 ○企業との連携による取り組み ・しが生物多様性大賞表彰式（H26.3.4）応募数：16件 知事表彰：3件 ・活動のネットワーク化：受賞活動を県HPに掲載し、企業との連携による取り組みの啓発と連携の呼びかけ	○県や協議会等の呼びかけによりボランティアや地域団体が生物多様性保全の活動をする機運が醸成できた。 ○今後は多様な主体が自発的、自律的に活動できる仕組みを作っていく必要がある。 ○表彰制度を創設し、第1回の表彰を実現することができた。これにより企業と多様な主体が連携した取り組みの促進が期待できる。	◎	○H26年度は生物多様性地域連携促進法に基づき、活動しようとする主体や関係者を結びつける（マッチング）ための情報提供や助言を行っていく。 ○表彰制度を改善し、H26年度も表彰制度を実施していく。 ○活動のネットワーク化については、より効果的な方法を検討の上実施する。
	○有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保	○「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の開催 参加者数 150人	○「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の開催（9月14日） 参加者数 228人	○環境省事業「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」は内容についても好評であり、多数の来場者があった。 ○来場者の7割以上が40歳代以下で、狩猟免許取得相談コーナーも盛況であり、担い手確保の可能性が感じられた。	◎	○狩猟に対するイメージ向上や若者を呼び込むため、狩猟の実践講座や狩猟展などの企画を滋賀県猟友会と連携して実施する。

<p>生物多様性の保全・再生の取り組み推進</p>	<p>○外来生物の防除対策の推進</p>	<p>外来生物の防除、普及啓発・指導 ○外来水草駆除面積 22,000㎡ ○外来生物を扱う販売店(ペットショップ等)への説明 10店舗 ○一般県民への普及啓発 4回</p>	<p>外来生物の防除、普及啓発・指導 ○外来水草駆除面積 20,700㎡(22,000㎡の94%) ○販売店への説明 7店舗 ・外来生物を扱う販売店へアンケート調査を実施 ○一般県民への普及啓発 3回</p>	<p>○オオパナミズキンバイは赤野井湾内湖を中心に当初計画していた面積を駆除した。しかし、旺盛な繁殖力により、駆除を実施していなかった地域で生育面積が大幅に拡大した。また、生態解明や効果的・効率的な駆除法の確立が課題として残った。 ○新たな外来生物の進入・定着を予防するための取組を行ったが、十分に浸透していない面もあるため、多様な手法による普及啓発の強化が必要。</p>	<p>△ ○3月に設置した協議会により地域住民や関係機関等が連携・情報共有しながら取り組む。 ○県2事業と国直轄事業を連携させ、生態解明、効果的防除法の確立により、徹底駆除を進める。 ○新たな外来生物の侵入を未然に防ぎ、監視するため普及啓発ツールを作成し、取り組みを進める。 ○外来生物リストを作成し、優先度を決めて戦略的な防除対策を進める。 ○外来生物法では対策を国が一義的に行う規定のため、国への提案を実施する。</p>
	<p>○伊吹山の自然再生の取り組み推進</p>	<p>お花畑の維持・復元 ○利用ルールの設定 ○伊吹山自然再生協議会において受益者負担制度の検討を行い結果をとりまとめ ○植物案内者のレベルアップ</p>	<p>お花畑の維持・復元 ○利用ルールの設定 ・利用実態調査の実施。東登山道の利用継続決定。遊歩道を登山道に名称変更。利用抑制の啓発実施。猛禽類観察者対策の実施(立入者減少)。 ○受益者負担制度(入山協力金)の試験導入を協議会で決定 ○植物案内者のレベルアップ 植物案内研修会 1回</p>	<p>○登山道への名称変更や猛禽類観察者対策、啓発活動の実施により、登山者のマナー改善や安全確保を図り、併せてお花畑の維持復元にも取り組めた。 ○入山協力金の試験導入を決定し、自律的な保全の仕組みづくりに踏み出せた。 ○活動団体や協議会構成員の植物に関する知識向上が図れ、今後の環境教育やグリーンツーリズムへの活用が期待される。</p>	<p>◎ ○お花畑シモツケソウ群落の再生計画の作成 ○入山協力金制度の試行・検証、本格実施計画の策定 ○猛禽類観察者対策と効果検証を継続実施</p>
	<p>○巨樹・巨木の森の保全・整備の推進</p>	<p>○トチノキの保全活動への支援 保全協定締結数 100本 ○協定期間終了後の保全の仕組みの構築(～H25末:方針・枠組 H28～:仕組みの開始)</p>	<p>○トチノキの保全活動への支援 保全協定締結数 125本(主に長浜市) ○協定期間終了後の保全の仕組みの構築 検討会:4回(朽木2回、余呉2回)</p>	<p>○朽木、余呉における貴重なトチノキの保全が協定締結により担保された。 ○余呉において保全の必要性を説明し、新たな保全団体結成を支援することで、保全のための体制が構築できた。 ○協定期間終了後の保全の仕組みについて、朽木、余呉の2地区について、方針・枠組みが固まりつつある。</p>	<p>◎ ○巨樹・巨木の森整備事業実施への支援や保全協定の締結を推進。併せて貴重な自然や山村文化の発掘・発信を通して保全団体を育成・支援していく。 ○H25に固めた方針・枠組みに基づき、関係機関の調整、枠組みの決定、手続の着手等を進める。</p>